

道路特定財源制度堅持に関する意見書

道路は、国民の日常生活を支え、地域間の連携及び交流を推進するとともに産業振興の基盤としても必要不可欠なものであり、国土の均衡ある発展を図るため、最も重要な役割を担う社会基盤である。

しかし、石巻地方をはじめ三陸沿岸地域は、地形などから自動車交通に依存せざるを得ない社会環境にありながら、高規格等幹線道路及び国道から市町村道に至る道路網の整備が立ち遅れており、早期整備が最重要課題となっているところである。

ことさら、本市にあっては本年4月に旧矢本町と旧鳴瀬町が合併し東松島市となり、合併後の均衡のある道路網を整備するため、東松島市総合計画をはじめ道路整備計画・都市計画道路を含めた都市計画マスタープラン等の策定に取り組んでいるところである。とりわけ、東松島市は、平成15年の宮城県北部連続地震で甚大な被害を被った市であり、今後、予想されている宮城県沖地震に備えて、避難道路の整備も緊急な課題となっている。

これらの道路整備を進めるために必要となる道路特定財源制度は、受益者である自動車利用者が道路整備の費用を負担する制度であり、道路特定財源である揮発油税、軽油引取税等の諸税は道路整備のために創設、拡充してきた税である。

ところが、これら道路整備に有効不可欠な道路特定財源について、小泉内閣は、一般財源化など道路以外への用途拡大に向け検討に入っている。

このような道路特定財源制度の用途見直しや一般財源化は、自動車利用者負担の理念に基づく制度を無視するものであり、道路整備に係る諸問題に対し早期に対策が求められている現状において、決して受け入れることはできない。

よって、政府においては地方における道路整備の必要性を認識され、次の事項について特段に配慮されるよう強く要望いたします。

記

- 1 道路整備を推進するため、受益者負担の原則に基づく道路特定財源制度を堅持し、一般財源化することなく、道路整備予算に充てること。
- 2 活力ある地域づくりや都市づくりに向けて、「社会資本整備重点計画」に基づいた、道路整備を効率的・効果的に推進すること。
- 3 国及び地域の社会・経済活動の発展を支えるため、国土の最も根幹的な施設である広域的幹線道路網の整備を着実に推進すること。

4 少子・高齢化社会や障害者に対応する歩行空間のバリアフリー化、交通安全対策、防災対策等、安全で安心できる道路整備の施策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成17年10月7日

宮城県東松島市議会議長 三 浦 昇

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

宛

国土交通大臣

経済財政政策担当大臣